

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○熊本市飽田商工会地区の立地

当会区域である飽田地区は、平成24年4月に政令指定都市に移行した熊本市の5つの区（東区、中央区、西区、南区、北区）の南区にあり、熊本市中心市街地からみて南西部にあたる。本会は、JR 熊本駅から5km、熊本港から6kmのところの位置しており、起伏の少ない平坦地で、毎年2月に行われる「熊本城マラソン」の走行コースにもなっている。地区の大半は農地であり、優良な農業生産基盤や豊かな自然環境を有し、熊本市の重要な農業地帯となっている。

また、当会区域では近年、宅地化が進んでおり、人口が増加傾向にある。



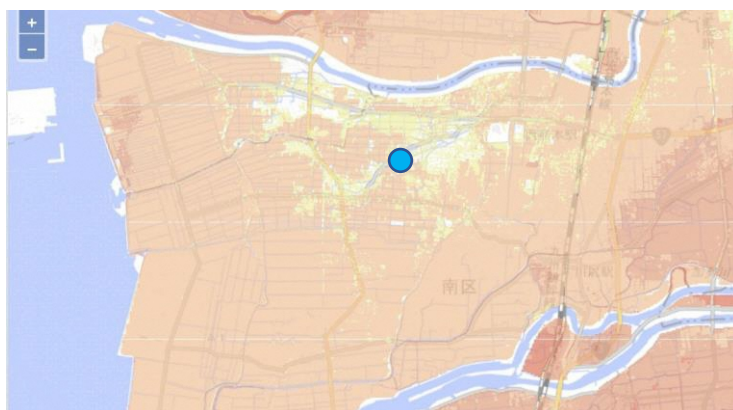
● 熊本市飽田商工会

1. 地域の災害リスク

○洪水

当会の北部には白川、南部には緑川が流れており、長雨や豪雨の際には水位に警戒が必要である。当会区域の広い範囲で0.5m～3.0m未満の浸水が予想されているため、防災気象情報をもとに、とるべき行動を確認し、安全確保に努める。

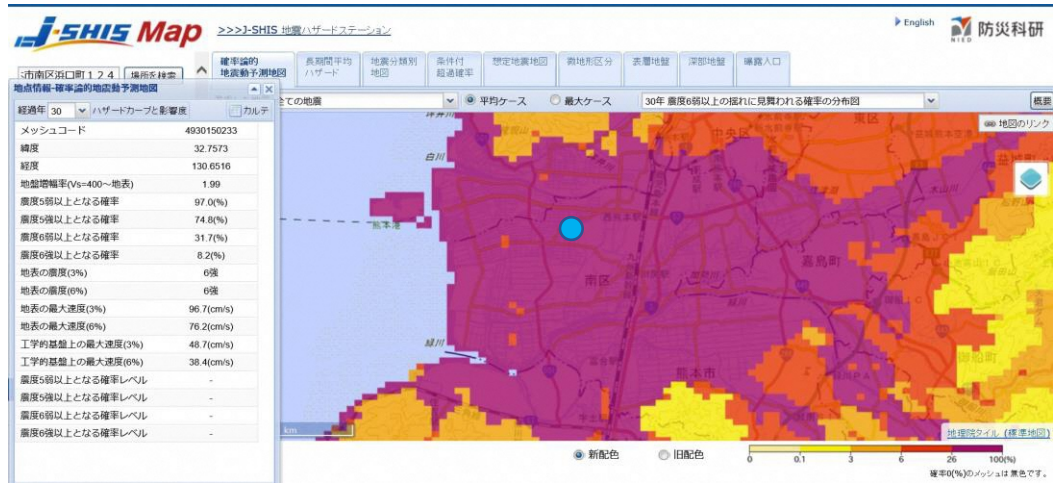
また、主要幹線道路が浸水した場合の交通の乱れ等を想定し、避難経路の確保をしておく必要がある。



● 熊本市飽田商工会

○地震

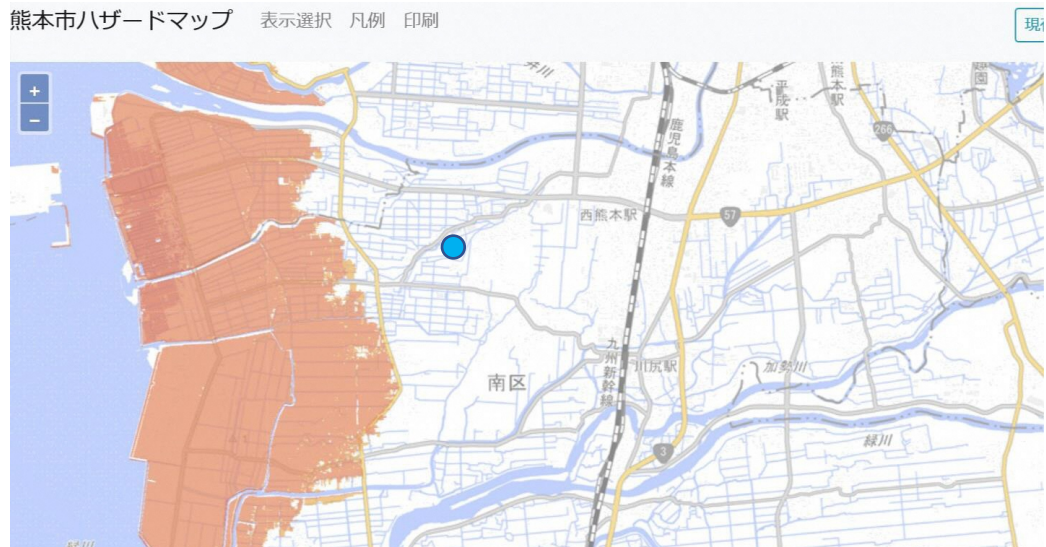
今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が31.7%と予測されている。(J-SHIS 地図参照) また、当該地震による津波の被害も想定される。



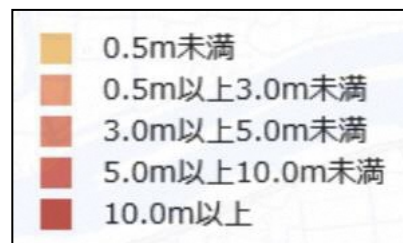
● 熊本市飽田商工会

○津波

当会地区の西部には有明海が広がっており沿岸部周辺で3.0m~5.0m未満の浸水が予想されている。津波は予測された数値より遥かに高い例があるため、津波警報・注意報には警戒し、沿岸部には近づかないようにする。



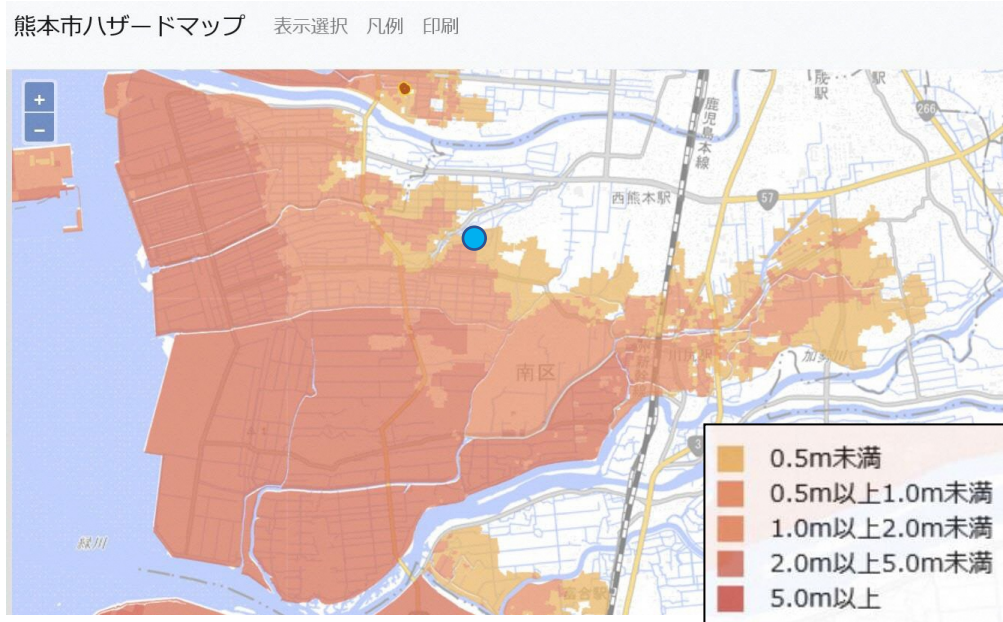
● 熊本市飽田商工会



○高潮

当会付近は0.5 m～1.0 m未満の浸水が予想されており、国道3号線や国道501号線等の主要幹線道路にも浸水の被害が出る恐れがある。

高潮の被害は台風の規模や通過するコースに大きく影響されるうえに、短時間のうちに急激な潮位上昇が発生することがあるため、高潮警報・注意報を必ず確認し、あらかじめ避難経路や避難場所等を認識しておく。



○台風災害

例年、年に数回台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害が想定される。近年は、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向であるほか、ピークを過ぎた10月に上陸することもある。

○感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように新型の感染症については、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2. 商工業者の状況（令和3年（2021年）6月1日現在）

- ・商工業者数 289者
- ・小規模事業者数 245者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	80	63	地区内に広く分散している
宿泊・飲食サービス	86	69	地区内に広く分散している
製造業	28	22	地区内に広く分散している
建設業	47	47	地区内に広く分散している
その他	48	44	地区内に広く分散している
合計	289	245	

3. これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ作成 平成23年(2011年)3月作成
- ・防災訓練の実施 平成29年(2017年)4月から毎年4月に実施
- ・地域防災計画の業務継続計画策定 平成30年(2018年)5月改定
- ・統合型ハザードマップ作成 令和2年(2020年)4月作成
- ・防災備品の備蓄(備蓄食料22万食、1日分)

(2) 熊本市飽田商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・熊本市飽田商工会事業継続計画策定(令和3年(2021年)5月)
- ・熊本県火災共済協同組合(くまもと共済)と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・熊本市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・安否確認システム(商工会災害状況報告システム)の導入

II 課題

(1) 事業者BCPもしくは事業継続力強化計画策定の課題

当会地区は災害が少ない地域であったこともあり、BCP等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。BCP等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないといった実態がある。

また、国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、地区内の小規模事業者におけるBCP策定や事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状にあるため、当市と当会との連携による策定支援強化の必要性が高まっている。

(2) 支援人材(経営指導員)の課題

現状では、緊急時の取組について当会のBCPの中で漠然的な記載にとどまり、協力体制について具体的な体制やマニュアル等が整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、支援者側のBCP策定に関する知識や保険・共済に対する助言を行えるスキルが不十分であるといった課題が浮き彫りになっている。

そのため、支援者側の支援能力の向上を図りながら、事業継続の取組に関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

(3) 感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいる事業所は、ほとんどないと思われる。よって、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性について周知することなどが必要である。

III 目標

1. 定性目標

(1) B C P策定の必要性の周知強化

当会及び当市により、地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告共有ルートを構築する。

(3) 事業者B C P策定の推進及び策定後のフォローアップの実施

事業者B C P策定を推進するため、地区内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナー等を開催し、普及啓発活動を実施する。

事業者が策定したB C Pもしくは事業継続力強化計画の取組状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップの実施支援を行う。

(4) 感染症発生における連携体制の構築

感染症発生時には「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と各段階の状況に応じて速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

2. 定量目標

熊本市飽田商工会	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①「普及・啓発」広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
②小規模事業者B C P策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
③小規模事業者B C P策定件数	1件	1件	1件	1件	1件	5件
④策定後翌年フォローアップ	—	1回	1回	1回	1回	4回

B C P策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

策定後フォローアップは翌年度に1回／者を目標とする。

5年間で5者の策定が実現すれば、管内小規模事業者245者の策定割合を2.0%引き上げが可能である。

熊本市	目的	目標	
① 普及・周知	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ配信	複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定支援を行う	セミナーの開催	年1回

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画を基に役割分担、実施体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、損害保険会社と連携し、BCP策定セミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

① 広報等による啓発活動

会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等のQRコード等を各事業者に対して周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこで、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

・BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

・BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

自社のリスク診断のほか、専門家(有識者)により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定セミナーを実施する。

・個別策定支援事業（小規模事業者向け）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための具体的な対策を提案する。

⑤ 感染症対策に関する支援

- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応していくことを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention>)
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年5月、熊本市飽田商工会事業継続計画を策定（別添）。近年、大規模自然災害が多発しているため、今後5年サイクルで更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。
- ・事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は当市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。（商工会の事業継続計画に従い、SNSで迅速に確認する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の当市又は当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1カ月	2日に1回共有する
1カ月以降	週に1回共有する

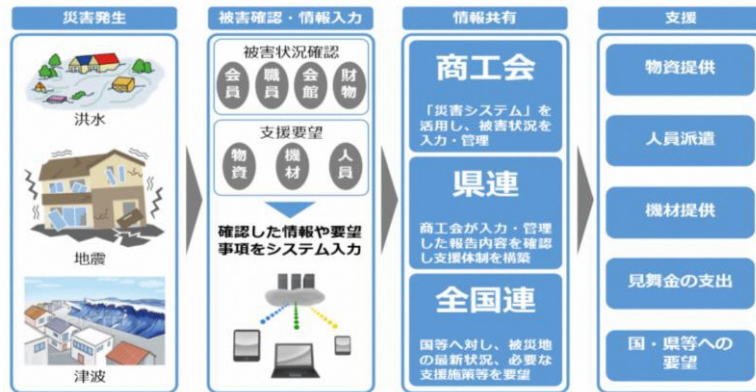
- ・感染症流行の場合、当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

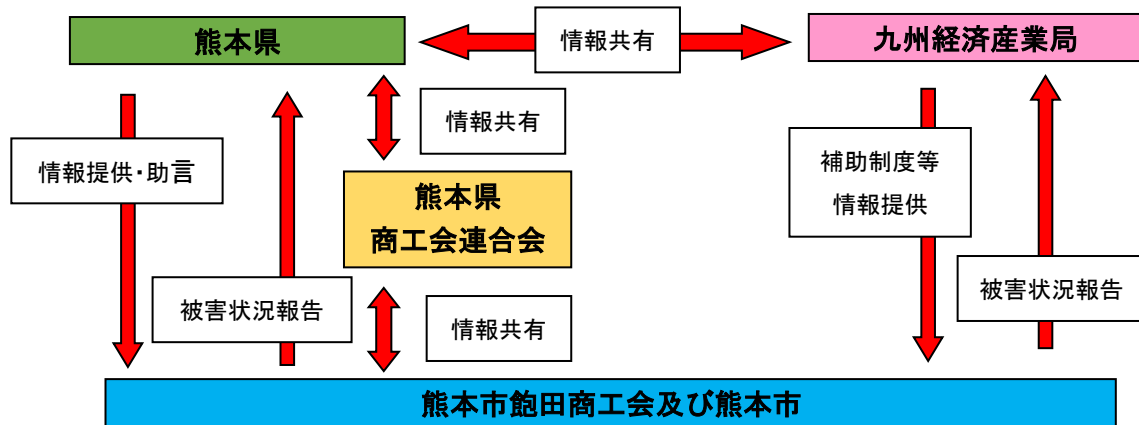
- ・自然災害等発災時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、中小企業庁の『中小企業BCP策定運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとする。
- ・当会は、原則 全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」に会員事業者・職員・商工会館の被害状況（写真送信可）を入力し、被害状況を把握する。被害状況は、当市と情報共有する。

本システムの全体イメージ

商工会職員が確認した被災状況を携帯端末等でその場で入力し、速やかに商工会組織全体で共有することにより、迅速な支援につなげることが可能となります。



- ・ 当会と本市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAX等にて当会又は本市より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と本市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は本市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について本市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・本市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県や熊本県商工会連合会等に相談する。
- 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制							
令和4年4月1日							
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)							
<pre>graph LR; A[熊本県 商工会連合会 特任支援課 法定経営指導員] --- 連携 --- B[熊本市 飽田商工会 法定経営指導員 経営支援員]; B --- 連携 --- C[熊本市 産業振興課]; B --- 連絡調整 --- C; C --- 連携 --- D[熊本市 危機管理 防災総室]; C --- 確認 --- D;</pre>							
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制							
①当該経営指導員の氏名、連絡先							
<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>連絡先</th></tr></thead><tbody><tr><td>末藤 総一郎 (熊本市飽田商工会)</td><td>後述 (3) ①参照</td></tr><tr><td>江口 博隆 (熊本県商工会連合会)</td><td>後述 (3) ①参照</td></tr></tbody></table>		氏名	連絡先	末藤 総一郎 (熊本市飽田商工会)	後述 (3) ①参照	江口 博隆 (熊本県商工会連合会)	後述 (3) ①参照
氏名	連絡先						
末藤 総一郎 (熊本市飽田商工会)	後述 (3) ①参照						
江口 博隆 (熊本県商工会連合会)	後述 (3) ①参照						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)							
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回)							
(3) 商工会、関係市町村連絡先							
①商工会							
熊本市飽田商工会 〒861-5262 熊本県熊本市南区浜口町124 電話：096-227-0852 FAX：096-227-0393 E-mail：akita@kumashoko.or.jp							
熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町3番13号 電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640 E-mail：info@kumashoko.or.jp							
②関係市町村							
熊本市 経済観光局 産業部 産業振興課 〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 電話：096-328-2950 FAX：096-324-7004 E-mail：sangyoushinkou@city.kumamoto.lg.jp							
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。							

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	103	103	103	103	103
講師謝金	33	33	33	33	33
講師旅費	10	10	10	10	10
資料印刷費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等
※専門家派遣は、熊本県商工会連合会エキスパート専門家派遣や連携保険会社等を活用する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等